

審 査 意 見

平成8年9月26日

笠岡市長 渡 邊 嘉 久 殿

岡山県知事 長 野 士 郎

(仮称)北部運動公園・古墳公園整備事業に係る環境影響評価調書について、矢掛町長、関係地域住民及び学識経験者の意見を聴取し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、事業の実施に際しては、調書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講ずることとされたい。

記

1. 自然環境保全項目

(1) 植物

ア 計画地は降水量が少なく、土壌も痩せているため、現地の植生調査結果等を踏まえ、植栽樹木が健全に生育するよう耐乾性の樹種を中心とした具体的な植栽計画を策定すること。また、植栽に当たっては、必要に応じ施肥等を行うとともに、植栽後定期的なモニタリング調査を行うこと。

イ キャンプ場周辺については、環境改善及び防火に配慮した植栽を行うこと。

ウ 計画地及びその周辺からのアラカシ、コナラ、アベマキなどの採取種子による播種工の実施について検討すること。

エ 残置される湿原植生については、将来的にも存続するよう、定期的なモニタリング調査を実施すること。

オ 古墳公園内の道路整備に当たっては、大径木について十分調査するとともに、沿道の樹木を極力保存すること。

(2) 動物

ア 工事中の濁水の流出防止、供用開始後の水質管理に万全を期するとともに、工事中及び供用開始後において、オオミズムシの移動先となる池や下流河川などで地点を定めて水生生物のモニタリング調査を実施し、必要に応じ対策を講じること。

イ 鳥類の好む樹木の植栽や調整池周辺の積極的な植栽など動物の生息環境に配慮すること。

(3) 移動土量

移動土量については、極力削減するよう努めること。

これらの自然保護に関する詳細事項については、岡山県自然保護協定実施要綱に基づき岡山県と協議すること。

2. 景観

照明施設などの構造物や主要な建築物は、地域の景観に違和感を感じさせないものとなるよう、その形態、意匠、色彩等に配慮するとともに、施設の周囲や法面などは、公園にふさわしい修景緑化に努めること。

3. 生活環境保全項目

(1) 大気

工事中の資材運搬車両の走行、建設機械類の稼働による粉じんの飛散防止に努めること。

(2) 水質・土壌

ア 汚水処理施設の維持管理の徹底と定期的な排出水の水質検査の実施などにより、良好な処理水質の維持に万全を期すること。また、下流河川の水質保全に資するため、浄化水路の設置などの必要な措置を講ずるとともに、長迫川等で定期的な水質モニタリング調査を実施すること。

イ 造成区域において流紋岩が確認された場合は、その分布状況を調査するとともに、必要に応じ土壌調査の実施など適切な措置を講ずること。

(3) 騒音

ア 周辺民家付近での工事に当たっては、低騒音型の建設機械を使用するとともに、騒音調査を実施し、必要に応じ適切な措置を講ずること。

イ 自動車交通量の削減は、沿道の環境保全に極めて有効であるため、競技会、イベント等の開催に当たっては、事前に来場車両の交通量管理について十分検討し、臨時バスの運行や公共交通機関の利用促進などにより自動車交通量の削減に努めること。

(4) その他

ナイター照明による天体観測への影響を低減するため、ナイター施設の利用上の配慮事項等について、関係機関と十分協議すること。

4. その他

(1) 環境管理計画

工事中及び供用開始後において、当該事業が環境に及ぼす影響を把握するため、環境管理計画を策定し、予測事項の検証を行い、その結果を事業の実施に反映させるなど地域の環境保全に万全を期すること。

(2) 工事中の対策

工事に当たっては、環境保全のための作業マニュアルを作成し、工事関係者に徹底すること。また、造成は区域ごとに実施するとともに、速やかな緑化を行い、濁水監視を強化すること。

(仮称) 北部運動公園・古墳公園整備事業の
概要及び関係地域住民への周知結果

1. 事業計画

(1) 開発事業の名称

(仮称) 北部運動公園・古墳公園整備事業

(2) 開発事業者

名 称：笠岡市

所在地：笠岡市笠岡 1 8 7 6 番地の 1

代表者：笠岡市長 渡邊嘉久

(3) 開発目的等

健康に対する関心の高まりや余暇時間の増加に伴い、今後、市民のスポーツに対するニーズは多様化・高度化して行くと予想される。このため、幅広い年齢層の人々が自然の中でスポーツレクリエーションを楽しみ、また、地域の文化・歴史に触れることのできる場を整備する。

(4) 開発計画の位置及び周辺の状況

ア 開発計画の位置

笠岡市山口・走出地区

イ 周辺の状況

計画地は、笠岡市中心部から北へ約 8 k m、山陽自動車道笠岡 I C から北へ約 5 k m のところに位置し、高梁川水系小田川流域の標高 60 ～160 m 程度の丘陵地である。植生はアカマツの二次林が主体であるが、東部にはヒノキ植林地や耕作地などがある。

(5) 土地利用

現 況 (単位 : ha (%))		計 画 (単位 : ha (%))	
山林原野	1 5 . 5 (56.2)	施設用地	5 . 7 (20.7)
田・畑	1 0 . 3 (37.5)	法面	3 . 6 (13.1)
ため池	0 . 9 (3.3)	自然緑地	1 1 . 1 (40.4)
その他	0 . 8 (3.0)	造成緑地	2 . 5 (9.1)
		古墳	1 . 4 (5.1)
		その他	3 . 2 (11.6)
合 計	2 7 . 5 (100.0)	合 計	2 7 . 5 (100.0)

(6) 計画諸元

ア 開発面積 2 7 . 5 h a

- イ 施設用地（平地：5.7ha）
運動用地 1.3ha（第1、第2グラウンド）
野球場 1.6ha
キャンプ場 0.4ha
広場、駐車場等 2.4ha（わんぱく広場、集いの広場、ふれあい広場等）
ウ 施設利用者数：最大：休日 約2,400人、平日 約1,600人
エ 従業員数：7人
オ 汚水発生量：70立方メートル／日
カ 発生交通量最大：休日 約600台／日、平日 約420台

(7) 移動土量及び工期

移動土量：約36万立方メートル

工期：約2年

2 関係地域住民への周知結果

(1) 調書の公開縦覧

- ・縦覧期間(土曜日及び日曜日を除く。)

笠岡市の区域 平成8年4月1日～平成8年4月24日

矢掛町の区域 平成8年4月5日～平成8年4月24日

- ・縦覧時間

午前8時30分～午後5時

- ・縦覧場所

笠岡市教育委員会社会教育課、笠岡市土地開発公社北川公民館、上井立公民館、下井立公民館矢掛町企画課

- ・周知方法

縦覧の期間、場所等を記した文書を関係地域の各戸に配布

(2) 概要書等の配布対象地区

笠岡市山口、走出、甲弩地区矢掛町矢神、山手地区

対象戸数：1,069戸

(3) 説明会（会場及び日時）

- ・笠岡市新山公民館：平成8年4月17日 午後 7:30～9:30

- ・笠岡市北川公民館：平成8年4月18日 午後 7:30～9:30

(4) 意見書の提出

1通